第1810号

兵庫県保険医協会 http://www.hhk.jp/

2016年4月5日

■650-0024 神戸市中央区海岸通1丁目2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F **20**78・393・1801 (1部350円送料共・年間購読料12,000円) 振替01190-1-2133

(会員の購読料は会費に含まれ

新点数Q&A① 〈医科 3面

新たな患者負担増①「市販品類似薬」

面

4月からの診療報酬がどうなるのか、 真剣に解説を聞く参加者 3月26日、 医科・姫路会場





2016年(平成28年)4月5日(毎月3回5・15・25日発行)

急性期病床削減で 内科系重症者の行き場なくなる

脱から在宅へ

きな変化が予想される改定 持つ病院にとって、最も大 7対1の急性期病床を

患者の比率がこれまでの15 ょう。病棟に入院する重症 が大きく変わったことでし - 入院基本料の算定要件

生に話を聞いた。 のか。シリーズでインタビ 病院(明石市)の吉岡巌先 は急性期病床をもつ大久保 ューを掲載する。第1回目 月から医療現場はどうなる (聞き手は編集部)

今次診療報酬改定で、

4

多く手術を手がける病院の

所の外来医療を

文えること

もできません。

という時に在宅 のはもちろんで

医療や診療 すが、いざ 者の受け入れ先がなくなる

期病床が少なく. 思者を受け入れ

なれば、患

しきた急性

ると、住民は不

安ですね。

地域の急性

期病床が減 でしょう。

ない人など、

さまざまな 征状の安定

救急や重症、

つとしているの

前回改定に引き続き、7

なってしまいます。 要な患者を積極的に受ける れるようになれば、 先生の病院への影響は

引き上げることが必要で

ざす気はないが、この憂鬱

へ行ったか《などと振りか

をなんとしようか(硝子)

らゆる病床の入る

院基本料を

病院を評価するため、あ

ズに応えてき

た民間の中

地域のさまざまな医療ニ

し、そうした病院が7対1 算定するのは相当厳しいの の重症患者の行き場がなく ではないでしょうか。 を維持しようと、手術の必 院がこれまで

通り

7対

1を

みを、 として認めないということ れてきた病院などは急性期 内科系の重症患者を受ける 院として認め、それ以外の 実際に、内科系主体の病 急性期病床を持つ病

削減に同意しません。そこ 性期病床削減を議論すると 地域の病院長らが参加して 医療構想」を策定する会議 います。その場で地域の急 が、当院のある東播医療圏 いうのが政府の方針です でも開催され、 で診療報酬改定による誘導 急性期病床を削減しよ どの医療機関も 私も含めて

明石市・大久保病院

受け入れ、数 急を積極的に わりました。 搬送された患 の定義に救急 ました。そし 引き上げられ %から25%に 者や手術を受 けた患者が加 し、重症患者 これは、救 急性期病床を維持する予定 る恐れもあります。 師の人数が限られているな の必要な患者を受け入れ、 これまで以上に救急や手術 いかがですか 暇が多くなる年末年始など 私の病院は外科系なので とりわけスタッフの休 救急受け入れや手術が 要件を満たせなくな 医師や看護

と思います。2025年の 在宅に患者を誘導しようと には何があるのでしょう。 いう政府の意図があるのだ 必要病床数を決める「地域 より安上がりな回復期や 急性期病床削減の背景 ます。そうなれ 護師の仕事量はさらに増え 患者や救急対応を必要とす 制が必要になる る患者の治療に重点化され ば、そこで働 いのか、より 急性期病床が ば7対1で のではない 允実した体 く医師や看 より重症な

国の医療政策は きでしょうか。 かと思います。 地域医療を 守るため、 とうあるべ

725人、合計2954人(3月31日現在)が き上げと患者負担の軽減を求める決議を採択し 複雑化した点数などへの質問が相次いだ。研究 つめかけた。参加者からは、算定要件の変更や 会はマイナス改定に抗議し、診療報酬の大幅引 ッフら2229人、歯科は7会場に歯科医師ら 改定研究会を開催。 協会は、3月20日から県下各地で、診療報酬 医科は14会場に医師、スタ

会役員が講師を務め、改定 その後、各支部・歯科部 マーカーをひく、

マイナス改定に抗議の決議

内容となっていると問題点 を強引に推し進めるという のマイナス改定になってお り替えておらず、1・44% 員が、今次改定は薬価引き トげ分の財源を技術料に振 病院から在宅への誘導

など、高いハードルの

研究会の冒頭では協会役 包括点数が拡大している。 包括診療料」、 雅化。また、「かかりつけ つけ診療料」が新設され、 してそれぞれ「認知症地域 参加者からは、 認知症患者と小児に対 機能を推奨するとし 「小児かかり

下各地21会場

多数の質問が寄せられた。 算定の仕方や湿布薬の処方 歯科医機能強化型歯科診療 **| 枚数の制限などについて、** に在宅時医学総合管理料の 歯科では、「かかりつけ 複雑化し

> 署名2千500筆 患者負担増ストップ 研究会では、医療費抑制

増」請願署名への協力を訴 や市販品類似薬の保険外し な「ストップ! いても役員が解説し、新た している、受診時定額負担 こ同時に政府が進めようと 患者負担

の届出の必要性などについ て問い合わせが寄せられて

最新情報は協会ホームペ

協会「2016年度診療報酬改定特設サイト(http:// www.hhk.jp/kaitei2016/) では、改定に関わる施設基 行政関係資料へのリンク、

93筆が集 各種書籍の発行予定等、最 ぜひご覧ください。

は0・56%のプラス改定だ

要件が厳格化される一方

7対1病棟や療養病棟の

内容となっている。会員か

まっている。 あり、合計24

医療機関の差別化を進める

付箋をはるなどして、

包括点数を新設するなど、

参加者から多

数の協力が

モ医療の点数は、さらに複

いる。

、患者の受け皿となる在

出への疑問や、「か強診」

らは、歯科訪問診療料の届

ら、診療報酬改 ・49%、医科で 本体は全体で0 4 月 1 日

る。"医師の裁量権はどこ を明記することで審査時に というのはいかがなもの いない。後発品の間にもか るなどとは、誰も思っては 減らすことと、後発医薬品 えも受けられず、処方理由 定のわずかばかりの恩恵さ ない場合、理由を明記せよ 知っている。より良い処方 発品とが全く同じ効能があ の使用へのなりふりかまわ 目をつけられる恐れもあ んで処方すると、今回の改 師たちは使用した経験から ぬ誘導である。先発品と後 る。わが国の優秀な官吏た 替えられる。これを是とし れている別の後発品にすり いるのに、調剤薬局が仕入 を願って処方箋を発行して つの特徴は、処方薬剤数を ない▼今回の改定のもう一 ただけの収入しか入ってこ ようなもの。身体を動かし ると、われわれ医師は少し が精一杯である。考えてみ きない

▼40歳代や50歳代の ら、複雑、巧妙で、決して 算定できるようになってい は、患者の状態などによっ そうだ。在宅医療の面で か。己の信じる医薬品を選 なりの差があることを、医 だけ割のいい肉体労働者の は在宅医療は細々とするの きたが、八十路に近い身で 療も積極的に行うことがで 容易にこれまでと同じよう ちが作成したものであるか て細かく分類された点数が 兀気な頃なら、在宅訪問診 に報酬を算定することはで

解説

新たな患者負担増の

ねらわれる

市販品類似薬」

高いのが問題?

処方薬が市販品より

こでもいつでも、比較的低

セルフメディケーションが

療の基本で、疾病が軽いう

早期発見・早期治療は医

りに早く治すことが患者に

陝制度のもとで、誰でもど

の保険外

2016年(平成28年)4月5日(毎月3回5・15・25日発行)

本方針(骨太の方針)」で

経済財政運営と改革の基

「骨太の方針」の具体的

が可能なケースがある」と

引き価格に差があるから薬

を保険から外せというの

ない」というものである。

市販品使用割合が低いと

医師不要論につながりかわ

で、疾病を的確に判断する だけで対処せよというもの

いうことは、国民が必

ケーションが十分進んでい

価と、商行為上の薬の取り

公的医療保険における薬

における市販品使用割合は

外国と比較しても、わが国

る。しかし、「セルフメデ ても、最も良い方法であ とっても、保険財政にとっ

第2の「論点」は、「諸

低位であり、セルフメディ

悪くなっても、自分の判断

ィケーション」は、具合が

いうもの。つまり医療機関

れば、低い自己負担で購入

販品と同一の有効成分の薬

為である。

の販売は、基本的には商行

方、薬局での一般用医薬品 るようにするためだ。他 廉な負担で医療を受けられ

第1の「論点」は、「市

でも、医療機関で処方され

閣議決定された

さす。

ようと発言する加藤副理事長 貝担増計画を知らせ、署名を集め

厚労省(①手前)と懇談、中野(②左)・堀内(③左2人目)・山下(④左)各議員に要請

3·17中央要請行動

新たな 患者負担増」署名 全国で大きく広げよう!!

名を全国で広げようと、議 の中止などを兵庫県選出の **貝会館内で「署名キックオ** 行動では、患者負担増計画 集会」を開催した。 問題について厚生労働省 あわせて行った中央要請 保団連は3月17日、「ス 患者負担増」署

した。 俊明理事、「保険でより良 加藤擁一両副理事長、福田 り組みの具体的工夫を交流 全国から110人が参加 科技工士)が参加した。 い歯科医療を」兵庫連絡会 し、各協会の署名目標や取 署名キックオフ集会は、

会のアンケートで署名の存 加藤副理事長が、兵庫協

方針は、二つの「論点」を

指摘している。

兵庫協会から吉岡正雄・

ることが大切と強調し、署 を広げ、会員参加率を高め が多かったことから、宣伝 名を集め、大きな運動とし ようと発言した。

歯科技工問題の 改善求める

厚労省との意見交換に

にしているのは、国民皆保 兵庫協会のほか、保団 厚労省と意見交換 保険の根幹をゆがめるもの

は、

在そのものを知らない会員 課課長補佐の小椋正之氏

ト」をもとに歯科技工士の ック歯科技工所アンケー 連から宇佐美宏歯科代表が

口腔保健専門官の高田淳子 医政局歯科保健課歯科衛生 課長の大平貴士氏、同歯科

窮状を示し、改善を要請。 協会は「保団連近畿ブロ

3議員に要請 負担増中止など

厚労省からは保険局医療 文両衆議院議員(共産)、 員が面談に応じた。 中野洋昌(公明)・堀内照 山下芳生(共産)参議院議 国会議員への要請では、

出席すると回答した。 5月に協会で行われる歯科 承知している」などとし、 技工問題を考える懇談会へ が増え)苦しい状況は重々 中野議員は「(患者負担

を突きつけていきたい」と 題について「引き続き実態 堀内議員は、歯科技工問

判断しろ」というものであ

とし、「歯科技工士は歯科 医療の担い手として大事」 厚労省は、アンケートの ある」と認めた。 でも低賃金・長時間労働で 「データは参考にしたい」 「日本歯科技工士会の調査

会員訃報

加古郡 1 月 24 日 皮膚科 昭朋先生 享年59歳

田

正登先生

幼児教育から

受験資料 無料送付

検索

最難関

中央区 歯科

3 月 24 日

3 月 27 日 長田区 外·小·放射線科 ご冥福をお祈り

りたい」と述べた。 さないため、ともにがんば した。 いて「今国会での批准を許 山下議員は、TPPにつ

"one and only

申し上げます 敬止先生 享年87歳 享年69歳

医学科入試の合格者と不合格者の間には実際には明確な相違が存在していますが、

れは<応用力>でなく<基礎学力>の差です。不合格の原因は<応用力>不足と思われ

がちですが、実際には<基礎学力>の不十分さが原因なのです。本物の<基礎学力>と は、公式や定理を暗記して基本問題が解けるという初歩的学力ではなく、問題の本質を 見抜いた上で最適な公式や定理を適切に活用出来る基盤的学力を表しています。この本 物の<基礎学力>を完成させるための柱が「抽象的思考力」であって、これは幼少期か

らの言語能力の長期的発達に伴って磨かれるものですから、入試対策でテクニックを磨 くだけでは短期的には獲得出来ないものです。したがって、医学科合格のために本質的

頭宣伝、⑤各支部への訴

かけられた。

⑥ネット署

名を準備

理事会より

署名グッズを届!

ける、④街

患者署名協力者:

400人に

と同一の有効成分の、健康 保険で使用される医薬品を

> しまうということである。 医薬品は、保険から外して

その理由として、骨太の

政府が保険薬価を低価格

区分

湿布

漢方薬

目薬

ことだ。つまり「かぜ

処置を判断するという

な」「漢方薬は自分で ぐらいで医者にかかる

はならない。

担増計画は、断じて許して

奪うような、こんな患者負 針だ。医師の処方権までも 関連した法案を提出する方

販品として定着した銘柄」

剤、うがい薬やいわゆる漢

「湿布、目薬、ビタミン

の略称、薬局で買える医薬 品という意味)だ。

れば1296円で不公平だ

市販品類似薬

価格

950円

1296円

1317円

は、自分で必要な薬や ディケーション」と

そもそも「セルフメ

で80円だが、薬局で購入す

市販品と医療用医薬品の比較

は保険薬価280円の3割

関が処方すれば、患者負担 れば、ある漢方薬は医療機

「市販品類似薬」とは

ク薬などのうち、

長らく市

要するに、薬局で買える

格にしているのは厚労省で

よりも保険収載価格を低価 というのだ。だが、市販薬 現場への影響等を考慮しつ

ション推進、患者や医療

険の役割、 セルフメディケ 保険給付について、公的保 は、「市販品類似薬に係る

である。

財務省の資料(表)によ

医療用医薬品

70円

280円

1440円

す。そのどこが問題な る割合が高いことを示

販品類似薬の保険外しを進 上限とされた。これは、

めるための足がかりであ

政府は来年の通常国会に

自己負担 (薬価3割)

20円

430円

要な医薬品を医療機関

に受診して入手してい

湿布は1回の処方で70枚が

今回の診療報酬改定で、

がるのは不公平だというの

から処方されると薬代が下

は

商行為のために国民皆

言が盛りこまれた。

外とすべき、というもの 方法にかかわらず保険給付 については、処方の目的や 定着したOTC類似医薬品 る、②長らく市販品として る保険償還率を引き下げ 化された医療用医薬品に係 内容は、①スイッチOTC

(OTCは over the counter

、 見直しを検討」

「ストップ!患者負担増」 署名にご協力くだ

た。点検業務の

電子化など

によるコスト削減を狙って

あり方を見直す 会保険診療報酬

7月まで 現在3265筆 目標3万筆

めを出す予定としている。

おり、夏にも中間

間とりまと

名用紙などの追加注文は、

◇出席

理事

◇情勢

署名同封、②新 改定のポイント等送付時に を目指す。達成 名3万筆、会員参加率10% での訴え、③2014~15 の取り組みの具体化が報告 された。協会目標として署 ◇医療運動対策 /!

患者負担 点数研究会 方法は、① 増」署名へ 「ストッ

内に設置する方針を決め 厚生労働省は、社 検討会を省 文払基金の

検討する、⑦病院訪問で署 演したことが報告され、

に必要とされていることは、受験期における入試対策レベルでの「短期的」な小手先の <応用力>養成でなく、幼少期からの抽象的思考力レベルでの「長期的」な本物の<基 礎学力>の完成なのです。 プロ家庭教師派遣 Gフ中央受験センタ 00 0120-880-199 中央受験センター

5年メモリアルにあたり、 兵庫事務所に対し個別指導 を送付したこと、宮城協会 被災地3協会理事長・会長 ◇震災対策 東日本大震災 求める要請と抗議文が提案 時の持参物を軽減するよう ◇審査対策部 近畿厚生局 いたことが報告された。 の井上理事長から返書が届 組VTRを視聴した。 ビの取材に応じ、番組に出 の辺野古基地建設反対闘争 ◇反核平和部 保団連主催 され、了承された。 料化の是非を問う関西テレ 事長が、子ども医療費の無 行うこと等。また、辻副理 医新聞にてキャンペーンを 名協力を依頼する、⑧保険 に西山理事長のメッセージ 番

支援ツアーへの参加が呼び

新点数⁰& 医科 その1

〈一般名処方加算1〉

- **Q1** どのような場合に算定できるのか。
- A1 交付した処方せんに含まれる医薬 品のうち、後発医薬品が存在する全ての 医薬品が一般名処方された場合に算定で きます。ただし、後発医薬品のある医薬 品が2品目以上処方された場合に限りま す。
- Q2 従来の一般名処方加算に変更はあるのか。
- **A2** 従来の一般名処方加算は加算2となりましたが、算定要件に変更はありません。

〈70枚を超える湿布薬の処方〉

- Q3 湿布薬は70枚を超えて処方することができなくなったのか。一月で70枚を超えてもだめなのか。
- A3 1処方で湿布薬が70枚を超えて投薬された場合、調剤料、処方料・処方せん料、薬剤料(70枚超過分)は算定できないとされました。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及びレセプトに記載することで請求できるとされています。1処方で70枚を超えていなければ、一月に70枚を超えていても請求できま

す。

- Q4 1 処方で種類の異なる湿布薬を投薬した場合、種類ごとに70枚を超えていなければ請求できるのか。
- A4 異なる種類の湿布薬でも、合計で70枚を超えるかどうかで計算します。

〈訪問診療料〉

- **Q5** 同一日に同一の建物に居住する複数の患者を訪問診療した場合、どの点数を算定するのか。
- A5 従来通り「同一建物居住者の場合」の点数を算定します。なお、「特定施設入居者」と「それ以外」が廃止され、203点に統一されました。

《在宅時医学総合管理料· 施設入居時等医学総合管理料 (在医総管·施設総管)》

- Q6 どのように改定されたのか。
- A6 「同一建物居住者」と「それ以外」による点数区分が廃止されました。 同一月に在医総管または施設総管を算定している患者の人数(単一建物診療患者の人数)によって、点数が「1人」「2~9人」「10人以上」と区分されています。また、「別に定める状態の患者」と「それ以外」、「訪問診療の回数が月2回以上」と「月1回」でも区分されました。

Q7 従来のように、訪問診療料の「同一建物居住者」(833点)を算定している場合と算定していない場合で点数が異なるのか。

(昭和43年6月12日第三種郵便物認可)

- A7 異なりません。「同一建物居住者 以外の場合」(203点)のみを算定してい る場合でも、点数は同じです。
- **Q8** 「単一建物診療患者」の人数は、 どのようにカウントするのか。
- A8 在医総管・施設総管を算定している人数をそれぞれカウントします。「別に定める状態の患者」と「それ以外」、「訪問診療の回数が月2回以上」と「月1回」で区別はしません。
- Q9 従来は在医総管を算定していた、 特定施設でない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)、認知 症グループホームに入居する患者は、在 医総管・施設総管いずれを算定するの か。
- A9 施設総管を算定します。ただし、 上記施設の入居者のうち、2016年3月31 日時点で在医総管を算定していた患者 は、2017年3月31日までは引き続き在医 総管を算定できます。
- Q10 ユニット数が3以下の認知症グループホームにおいてユニットごとに患者数をカウントする取り扱いは、上記経過措置の間、在医総管でも同様の取り扱いとなるのか。
- A10 経過措置期間中は、在医総管においても同様の取り扱いとなります。
- Q11 在医総管について、「在宅医学管理を行う患者が当該建築物の個数の10%以下の場合」「戸数が20戸未満の建築物であって在宅医学管理を行う患者が2人

- 以下の場合」は、それぞれの患者について単一建物診療患者「1人」の点数を算定できる取り扱いがあるが、施設総管でも同様の取り扱いとなるのか。
- A11 在医総管のみの取り扱いです。
- Q12 院外処方せんを交付する場合とそうでない場合の点数区分は廃止されたのか
- A12 廃止され、新たに「処方せん未交付加算」(300点)が新設されました。当月に処方せんの交付がない場合に同加算を算定します。ただし、投与期間が30日を超える薬剤の処方せんが交付されている場合、その投与に係る期間中は算定できません。

〈在宅療養支援診療所(支援診)〉

- Q13 施設基準に「在宅医療を提供した 患者が95%未満であること」が追加され たが、改めて届出を行う必要があるの か。
- A13 強化型の支援診も含め、2016年3月31日時点で支援診の届出を行っている診療所が2017年4月1日以降も引き続き支援診の点数を算定する場合は、施設基準を満たした上で2017年3月31日までに改めて届出を行う必要があります。

〈新規届出は4月14日までに〉

- Q14 届出が必要な新設点数や施設基準が変更された点数などは、いつまでに届出を行えばよいのか。
- A14 4月14日までに近畿厚生局兵庫事務所へ届出を行い受理されれば、4月1日にさかのぼって算定することができます。 (次号につづく)

The Contract of the contract o

その

〈施設基準の届出について〉 Q1 施設基準の届出について、4月は

- Q1 施設基準の届出について、4月は 4月14日までに届出れば4月1日から算 定可能と聞いたが、方法は。
- A1 近畿厚生局兵庫事務所宛てに、封筒の表に「(歯科)施設基準届出書在中」と記載の上、「届出書」基本診療料:別添7、特掲診療料:別添2に開設者印を押して、それぞれの施設基準の「添付書類」を記載の上、正副2通郵送でお送りください。4月14日以降は、通常の扱いとなり、月末に届出書が受理されれば、翌月1日から算定が可能です(ただし、新規開業の先生が「外来環」を開業と同時に届出される場合のみ、算定開始時期が1カ月遅れとなります)。近畿厚生局兵庫事務所の住所:
- -651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 -4-3 神戸防災合同庁舎 2 F
 - **☎**078−325−8925
- Q2 様式49の8に、「手術用顕微鏡加算」と「歯根端切除手術の注3」の届出添付書類が1枚にまとまっているが、両方の届出をしたいときは添付書類1枚で両方に○をつければよいか、それとも、2枚に分けてそれぞれ届出書も分けて記載が必要か。
- A2 施設基準の通知が別に分かれているため、受理番号が別々に付与される関係で、2枚に分けてそれぞれ届出が必要です。

- Q3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)が新設されたが、施設基準の研修要件の内容で、すでに「外来環」「歯援診」の届出をしていれば、再度の研修は不要か。
- A3 不要です。研修の取り扱い:①現在、外来環、歯援診の両施設基準とも未届出で、今回か強診の届出を行う場合は、いずれの研修についても届出日から3年以内のものをいう。②現在、外来環及び歯援診の両方を届出済みで、研修の要件を満たしている場合は、年数を問わない。なお、外来環・歯援診の研修受講者が、か強診届出と同一の場合は、受理番号が付された届出の副本のコピーを添付して提出してもよい。③外来環または歯援診のいずれかを届出済みで研修の要件を満たしている場合は、届出を行っていない施設基準の研修についていずれも届出日より3年以内のものとする。
- Q4 歯科訪問診療料を来年4月以降も 算定するためには、来年2017年3月31日 までに、在宅専門でないことを示す「歯 科訪問診療料の注13に規定する基準」の 施設基準の届出が必要とされたが、届出 前1月間の実績は延べ人数で良いのか。
- A4 良いです。届出添付書類は、様式 21の3の2。届出書の別添2のタイトルは「歯科訪問診療料の注13に規定する基準」と記載して提出してください。
- また、「歯援診」の届出をすでにしている先生についても、様式18の届出添付

- 書類の様式が変更され、在宅専門でない ことを示す項目が増えていますので、1 ~8までを記載して、来年2017年3月31 日までに再提出が必要です。
- Q5 歯科治療総合医療管理料(医管)が、医管(I)となり、新たに医管(I)が追加されたが、すでに医管を届出済みの場合は再度の届出は必要ないか。
- A 5 すでに届出をしている場合は、再度の届出は不要です。

〈処置〉

- Q6 咬合調整は、有床義歯の新製だけでなく、義歯修理でクラスプなどの追加の場合でも算定できるのか。
- A6 算定できます。
- Q7 残根削合について、新義歯製作または義歯修理の必要上だけでなく、訪問診療時などで残根歯の削合を必要があって行う場合も算定できるか。
- A7 治療上必要があれば、デンチャーに関係なく1歯1回につき18点算定できます。
- Q8 サホライド塗布が、乳幼児に限らずう触歯に対して算定できるようだが、 残根歯を削合後に塗布した場合も算定で きるか。
- A8 算定できます。う触に対し、軟化象牙質等を除去して充填等を行わず、フッ化ジアンミン銀の塗布を行った場合、1口腔1回につき3歯まで46点、4歯以上56点算定します。
- Q9 加圧根管充填処置 (CRF) で、妊娠中のため同意が得られない場合は、歯科エックス線撮影による確認なしでも算定できるのか。
- A9 算定できます。カルテとレセプト 摘要欄に「妊娠中のため同意が得られず

- 確認のX線撮影なし」などと理由を記載 してください。
- Q10 CRFの加算として「手術用顕微鏡加算」が新設されたが、施設基準の要件に歯科用CTの設置についての要件がないが、他の歯科医療機関にCT撮影を依頼してその結果を踏まえて、4根管や樋状根に対し手術用顕微鏡を用いた根管治療を行った場合でも算定できるのか。
- A 10 算定できます。歯科用CTは自院・他院を問いません。
- Q11 歯周病安定期治療のSPT(I)は、 歯管を算定していて、4ミリメートル以 上の歯周ポケットが1歯でもある患者さ んの歯周基本治療後の3回目の歯周病検 査で、4ミリメートル以上の歯周ポケットが1歯でもあれば(一時的な症状安 定)、SPT(I)に移行できるのか。
- **A11** できます。骨吸収の要件がなくなり、歯周ポケットの深さのみが要件になりました。
- **Q12** SPT(I)の算定月は、機械的歯面 清掃処置(歯清)が算定できなくなった のか。
- A 12 その通りです。SPT(I)の算定月は、異日でも歯清が算定できなくなりました。
- Q13 補管の事前承認について、変更があったのか。
- A13 3/31付で通知の訂正がありました。外傷、腫瘍等(P原因除く)でやむを得ず、①補管中の歯②補管中のブリッジ支台歯③隣在歯④隣在歯と補管中の歯⑤隣在歯と補管中のブリッジ支台歯を抜歯しブリッジを装着する場合とされ、つまり、補管中の歯についても加わり、どういうケースでも事前承認が可能になりました。 (次号につづく)



迷信と真実、エビデンスに基づく歯周治療 80点の治療を目指すGPのために®

☎ 078⋅393⋅1801 Fax 078 · 393 · 1802 http://www.hhk.jp/

岐阜県瑞穂市・美江寺歯科医院 院長

小牧 令二先生講演

はじめに

EBMは患者のためのものであり、歯科 医のためのものでありません。しかし、 EBMに関する正しい認識が広まらず、時 折、歯科医自身の診療を正当化するため に論文を引用することを見かけます。

そこで、私自身がGPとして論文の結 果をどのように日常臨床に取り入れてい るのかを、メインテナンスに関しての一 例を挙げて解説します。

"メインテナンス=PMTC"ではない

メインテナンスを行うにあたり、最も よく引用される論文の中にKarlstad Study (Axelsson PS, 1978, 1981, 1991、2004) と呼ばれる一連の研究があ ります。この研究では30年間のメインテ ナンスの結果、口腔内の健康が長期にわ たり維持されることが示されています。 当初6年間は定期検診群とメインテナン ス群を比較し、その後30年目まではメイ ンテナンス群のみを観察しています。

定期検診群に対し、良好に経過したメ インテナンス群の際立った違いである PMTCを引用し、"メインテナンス= PMTC"と解釈されることが多く見受け られます。しかし、私の知る限りでは、 歯周基本治療時にPMTCの効果が認めら れる研究はあるものの、メインテナンス 時にPMTCの効果が認められる質の高い 研究はありません。これらのことから、 この研究におけるPMTCの効果はいわゆ る "モチベーション効果" であろうと推

この研究の被検者のメインテナンスを 研究終了後引き続き担当した、Dr. A. Skoglundはある雑誌のインタビューに、 クリーニングの行き届いた二つの症例写 真を提示し『PMTC前の来院時の口腔内 写真である』と述べています。このこと からも、PMTCでプラークを除去しなく ても良好なプラークコントロールを維持 できていることが重要ではないかと思い ます (表1)。

PCRの結果に注目

ここで、私がこの研究で一番注目する ところは、結果のPCRです。6年間の結 果を見れば、定期検診群は平均して PCR50~60%台であるのに対して、メイ

ンテナンス群は20%以下でした。メイン

テナンス群はその後30年間良好なPCRの 結果を維持しています。このことは、口 腔内の健康が維持されたという結果は、 良好なホームケアでのプラークコントロ ールを維持していたという結果に支えら

研究開始時点の両群の差に注意

れていたと考えることもできます。

次に注目するところは、誰を対象にす るかということです。この研究はRCT (無作為化比較対照試験) ではなく、両 群の対象者はそれぞれ違った方法で個別 にリクルートされており、研究開始時で すでに差が存在します。定期検診群は来 院時に研究のためにデータを使用させて もらう了解を得るのみであるのに対し、 メインテナンス群は定期検診のリコール リストの中から手紙で内容を説明し同意 を得た患者を対象としています。

メインテナンス群の患者は今まで定期 検診を受けていたにもかかわらず、メイ

	メインテナンス群	定期検診群
対象者	手紙で研究の目的を説明し、 同意を得た患者	リコールリストの患者 (詳細な検査をすることを通告)
観察期間	30年間	6年間
リコール間隔	当初、2~3カ月 その後リスクに応じて、 12カ月(60%) 6カ月(30%) 3カ月(10%)	12カ月
主な処置内容の違い	モチベーション 口腔清掃指導 PMTC フッ化物塗布	traditional dental care
PCRの変化	60~70%→10~20%	60~70%→50~70%

Karlstad Study におけるメインテナンスと定期検診の比較

Axelsson P. et al. J Clin Periodontal 1978, 1981, 1991, 2004

ンテナンスの効果が何も分かっていない どころか、メインテナンスという言葉自 体ないこの時点で、自分自身の健康を守 るために未知の行動を起こすという健康 意識の高い集団であることが推測されま す。国民性の違いもあるのかもしれませ んが、定期検診も定着していない日本に おいて、一律にこの研究で行われた方法 を実施しても、同じような成果は得られ ないかもしれません。

目の前の患者や集団が研究対象者と同 じ、あるいは似たような状況であるかを 確認することは論文を読む上で大切なこ とです。例えば、フッ化物の集団洗口の 効果は多くの論文で証明されています が、それらの論文のほとんどはう蝕罹患 率の高い集団を対象としています。現代 のう蝕罹患率の低い集団に適用しても、 同じような効果が得られるかどうかは疑 問です。

(次号につづく、小見出しは編集部)

審查·指導相談日

- ●4月14日(木) 15時~
- ●協会5階会議室

※医科は事前予約制 ☎078-393-1803まで 歯科は随時 ☎078-393-1809まで

- ※「指導通知」が届いたら、まず保険医協会にご連絡ください。
- ※『月刊保団連』同封の「保険審査相談用紙」をご利用ください。

っのポイント!

会員医療機関で業務に 従事されている奥様方、 個人年金保険料控除を とっていない会員の皆さま、 医院スタッフの 皆さまもご加入ください。

付開始 (9月1日発足)

- 制度タイプは一般型と個人年金型の2種類。併用OK!
- 🖪 掛けやすい少額単位の 「月払」。1口 5,000円~600口 300万円まで
- 🐂 まとまった資金は「一時払」で。 毎回1口 10万円~1,000口 1億円まで(年2回受付)
- 一般型は積立金の一部払い出し、掛金払込の全口中断OK!
- 🐂 事前に満期日の指定は不要。豊富な受取方法は受給時に選択。

20年確定年金, 10年保証期間 [個人年金型] 10・15・20年確定年金、10年保証期間・15年保証期間付き終身年金。または一括受取。

【6】 ☆ 会員医療機関のスタッフも加入OK!

デフエルくん

所得補償保険 休業保障制度の上乗せに 自宅療養も補償されます

休業保障制度の上乗せに。

精神疾患による就業不能や、地震等の天災によるケガも/ 入院は1日目、自宅療養は5日目から/再発も含めて通算 1000日まで補償/連続休業は最長2年補償

従業員も ご加入 いただけます

医師賠償責任保険

・医療上の事故、医療施設の事故を補償

春の共済制度普及 好評受付中! お問合せは共済部まで 🕾 078-393-1805

協会の3大共済制度を 組み合わせてご利用ください

医師・歯科医師の資産形成に最適 (拠出型企業年金保険)

- 払:1口1万円~ (毎回40口まで)
- 一時払:1口50万円~
- ■自在性が魅力!
- ・急な出費にも1口単位で解約可能 ・払込が困難なときは掛金中断、
- 余裕ができたら掛金再開
- ■まとまった資金は「一時払」で上乗せ

加入者が5000人を超えました。 保険の見直しに効きます!

■毎年高配当を継続

過去7年の平均配当率46%

- ■団体保険だから断然安い保険料
- ■最高5000万円の高額保障
- ■配偶者1000万円のセット加入あり
- ■いつでも増額・減額できます
- 医師による診査はありません

病気やケガの休業に備えて、高い 保険料を払っていませんか?

- 最長75歳まで、730日の充実保障
- ■割安な掛金が満期まで上がりません
- ■掛け捨てではありません
- 弔慰・高度障害給付あり
- ■自宅療養、代診をおいても給付
- ■うつ病等の精神疾患、認知症も給付

※休業保障制度は、営利会社の儲けや高額な代理店 手数料を含まない、非営利・助け合い共済です。